

国際的化学物質管理に関する戦略的アプローチ (SAICM) について

環境省環境保健部環境安全課

国際的化学物質管理に関する戦略的アプローチ (Strategic Approach to International Chemicals Management, SAICM) は、2002年9月のヨハネスブルグサミット (WSSD) で定められた実施計画における記載内容である「化学物質が、人の健康と環境にもたらす悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成する」の実現を目標に、科学的なリスク評価に基づくリスク削減、情報の収集と提供、能力構築と技術協力などを進めることを定めた、国際的な合意文書である。

1. 経緯

2002年2月のUNEP管理理事会においてSAICMの必要性について決議され、2002年WSSDで定められた実施計画において2005年5月までの策定を決定。2003年11月の第1回準備会合 (バンコク)、2004年10月の第2回準備会合 (ナイロビ)、2005年3～5月の地域会合をへて2005年9月の第3回準備会合 (ウィーン) でおおよその案文に合意、2006年2月に開催された国際化学物質管理会議 (ICCM) で採択された。

2. 構成

SAICMは国際的化学物質管理に関するドバイ宣言、包括的政策戦略、ガイダンス文書である世界行動計画で構成される。このうち、包括的政策戦略はSAICMの適用範囲、必要性、目的、財政的考慮、原則とアプローチ、実施と進捗の評価について記載されており、中でも目的は、①リスク削減、②知識と情報、③ガバナンス、④能力構築及び技術協力、⑤不法な国際移動の防止の5項目について記載されている。また、世界行動計画は36の活動領域と273の行動項目についてその実施者、時間的枠組、進捗の指標等が記載されている (環境省作成の仮訳は、環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/chemi/saicm/index.html>) に掲載)。

3. SAICMの実施体制

(1) SAICM事務局の設立及びフォーカルポイントの指定

UNEPにSAICM事務局が設立され、SAICM実施に関する活動の調整を行うほか、一般向けのニュースレターを発行している。

各国からナショナルフォーカルポイントが指名され、ICCMに参加した非政府機関もフォーカルポイントを指名している。また、国連5地域ごとに地域フォーカルポイントが決められている (アジア太平洋地域は日本が地域フォーカルポイント)。

(2) 関係国際機関におけるSAICMの扱い

SAICMは、UNEP、UNITAR、WHO、ILO、OECD等関連国際機関においても議論され、会合における承認や各機関における活動がSAICMに合致したものとなるよう措置されている。

(3) 地域会合等の開催

SAICMの実施のため、2020年までにICCMを4回開催 (次回は2009年) するとともに、第2回ICCMまでの間は、地域会合でフォローアップを行うこととされた。アジア太平洋地域については、日本が主催し、2007年5月21～23日バンコクで開催した。

4. 我が国における対応

我が国においては、SAICMに沿った化学物質管理政策の推進に関する連絡調整のため、関係省庁から成る連絡会議を設置している。また、SAICMアジア太平洋地域会合に先立ち、国内フォーラムを開催し、我が国の政府、産業界、NGOの取組状況等について情報交換・意見交換を行った。

5. 今後の予定

我が国においては、クイックスタートプログラムと呼ばれる途上国におけるSAICM実施支援についての日本の対応を検討するとともに、各国実施計画の内容や策定過程及び位置づけについて情報収集を行うこととしている。